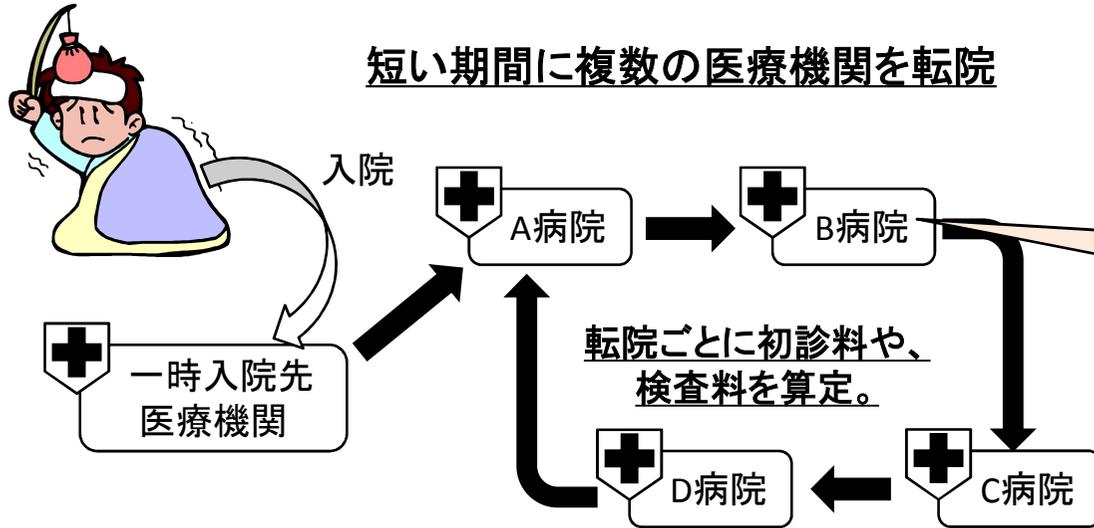


頻回転院患者に関する対応(通知概要)



※ 会計検査院指摘、総務省行監、地方自治体からのヒアリングに基づき作成

入院患者が転院を行うケースの対応について規定

- ① 転院に当たっては、指定医療機関は、福祉事務所に対し、転院を必要とする理由、転院先予定医療機関等につき、転院前に連絡を行う。
※ 連絡書面については、新たに定めた様式を用いる。
- ② 福祉事務所は、①の連絡を受けた場合、転院の必要性について嘱託医に協議しつつ、検討を行う。
- ③ 福祉事務所は、レセプト点検等により、検査等、適切な医療が行われているか検討を行う。
※ ②、③において、医学的判断に疑義がある場合には、必要に応じて都道府県本庁へ助言を求める。また、都道府県本庁は必要に応じて医療扶助審議会へ諮る。
- ④ 都道府県等は、必要に応じて、個別指導を実施する。

頻回転院を行っている者については、福祉事務所で実態把握を行う。

「90日間に居宅に戻ることなく2回以上続けて転院があった者」について、対象者とする。

CWは、該当者について名簿を整備する。
転院について、転院前に転院要否の事前検討が行われていないケースについては、当該ケースの入院に係る要否意見書、レセプト等を準備。

嘱託医は、入院継続の必要性等、患者の状態について主治医に確認する必要があるか否か検討。
※ 必要に応じて、業務委託医や、本庁嘱託医を活用。

主治医への確認が必要とされたケースについて、CWが実態把握等を行う。

入院継続

別の医療機関へ措置

地域へ移行

頻回転院の対応状況については、毎年度、国へ報告。(対象者数、措置状況等)